

◆生ごみの減量

① 食品ロス削減へ向けた取組（リサイクル清掃課）

「食べきり・使いきり」メニュー（レシピ）の紹介やメニューコンテスト・料理教室・食べきり・使いきりメニュークッキング動画配信の実施、フードドライブ事業*を通して、食べ残しの減量や食材を必要な分だけ買い、無駄なく活用してもらうことを呼びかけています。また、小盛りや量を少なめで注文できる等、食べきれ的分だけ注文ができるお店を「かつしか食べきり協力店」として登録しています。

かつしか食べきり協力店：44 店舗

② 生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成（リサイクル清掃課）

燃やすごみの約 3 割を占める生ごみの減量のため、家庭における生ごみ処理機およびコンポスト化容器（以下「生ごみ処理機等」という。）の購入に要する費用の一部を補助することにより、生ごみの自家処理を促進するとともに、ごみ減量に対する意識の向上を図っています。

● 生ごみ処理機等購入者に対する補助金交付（平成 22 年 6 月より実施）

生ごみ処理機等の購入金額の 2 分の 1 以内（2 万円限度、100 円未満切り捨て）を補助しています。

	申請件数	交付金額（円）
令和 2 年度	265	5,312,500
令和 3 年度	136	1,845,700
令和 4 年度	102	1,569,600
令和 5 年度	185	3,198,900
令和 6 年度	210	3,738,700

※平成 30 年度から令和 2 年度まで、補助額は、購入金額の 3 分の 2 以内（3 万円限度、100 円未満切り捨て）

③ 堆肥の地域循環《学校・保育園の生ごみの堆肥化》（保育課・学務課）

● 生ごみ処理機の活用

保育園給食から発生する残飯生ごみなどの減量と生ごみ処理機を活用して堆肥化を図っています。

○生ごみ処理機の設置状況

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園数	28	27	26	26

● 家畜飼料・肥料や発電等のリサイクル

学校給食室から出る野菜くずや残菜を委託業者が回収し、飼料化・肥料化・バイオガス化によりリサイクルしています。

○家畜飼料・肥料や発電等のリサイクル実績

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
リサイクル 実績量	小中学校 451,630 kg	小中学校 452,340 kg	小中学校 455,000kg	小中学校 435,260kg

◆レジ袋の削減（リサイクル清掃課）

ごみになるレジ袋を減らすため、買い物の際にマイバッグを持参し、不要なレジ袋を受け取らないよう呼びかけています。また、区内商店会にて、レジ袋を断るたびにポイントがたまる、「マイバッグ利用スタンプカード事業」を令和3年度まで実施しました。

◆マイバッグ利用スタンプカード事業（リサイクル清掃課）（令和3年度まで実施）

各家庭でのレジ袋削減の取組を促進するため、区内商店会と連携し、お店で買い物した際にレジ袋を断るとスタンプがもらえ、すべて貯まると啓発品と交換できる制度を実施しました。

区は、実施する商店会に対しスタンプカード、ポスター、りー（Ree）ちゃんスタンプ、啓発品として葛飾区オリジナル古紙再生品のトイレットペーパー「かつしかりー（Ree）ちゃん」などを調達し、支援しました。

◆不用品交換情報（リサイクル清掃課）

不用品の有効活用を図るため、家庭で不用になった品物や譲ってほしい品物の情報を登録し、区施設、区ホームページなどで情報提供を行います。

	登録件数	成立件数	成立率（%）
令和2年度	66	13	19.70

令和3年度	75	15	20.00
令和4年度	138	26	18.84
令和5年度	124	26	20.97
令和6年度	100	14	14.00

◆リサイクル事業（消費生活センター）

物資の有効活用と区民の節約やごみ減量の意識の高揚、啓発を目的として、家庭で不用になっている日常生活用品を預かり、必要としている方に低価格で販売しています。

また、フリーマーケット出店者を1年に2回公募し登録のうえ、リサイクル品販売日に出店しています。（毎月1回）

○これまでの開催実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
リサイクル 出品人数	1,280	1,114	1,689	1,824	2,018
フリーマーケ ット出店数	52	48	72	66	80

◆子育て不用品のあっせん（子育て政策課）

限りある資源を有効に活用し、ごみを減らし、リユースを通して、物の大切さを知ってもらいます。

児童館を利用している乳幼児の保護者および地域の方から、不用となった乳幼児（子ども）服や遊具・絵本などを提供していただき、児童館まつりや乳幼児事業の際にリサイクルコーナーを設置して提供（無料）したり、お互いに不用品（乳幼児服など）を持ち寄り交換する「交換会」、フリーマーケット形式（無料）など様々な形でリサイクル・リユースの場を設けています。

また、乳幼児服などを提供するにあたり、参加者にはマイバッグ持参の呼びかけを行っています。

○リサイクルの場を設けた乳幼児事業、児童館まつりなどの実施状況

児童館	西亀有	柴又	新柴又	宝町	南奥戸	西奥戸	渋江	梅田	青戸中央	新水元
平成 28 年度	リユース コーナー 77名	館まつり 80名		館まつり 452名 お楽しみ 会 45名	フリーマー ケット 15名	館まつり 756名	リユース コーナー 78名	館まつり 378名	館まつり 319名	リサイクル 市 525名

平成29年度			館まつり等 687名					リサイクル市 95名	リユースコーナー 95名		館まつり等 413名	リサイクル市 642名
平成30年度			館まつり 556名	わくわくリユース 117名	館まつり 431名				リユースコーナー 108名			
令和元年度			館まつり 609名	わくわくリユース 167名	館まつり 521名			リサイクルコーナー 56名	リサイクルコーナー 108名		リサイクルコーナー 44名	リサイクルコーナー等 375名
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止											
令和3年度				わくわくリユース 119名								
令和4年度												リサイクルコーナー等 38名
令和5年度			館まつり 250名									リサイクルコーナー等 91名
令和6年度												リサイクルコーナー等 62名

※ 令和3～5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためほとんどのイベントを中止しました。

◆おもちゃのかえっこバザール・子ども服交換会の開催（リサイクル清掃課）

「もの」を大切にすること（リユース）を実践してもらうことを目的としています。

使わなくなったおもちゃをこども同士で他のおもちゃと交換するバザールや、不用になった子ども服を持ち寄り、交換するイベントを行っています。

区内の児童館・地区センター・かつしかエコライフプラザなどで年3回から5回程度実施しています。（令和6年度は、かえっこバザールは中止）



かえっこバザールの様子



子ども服交換会の様子

◆かつしかエコライフプラザの活用（リサイクル清掃課）

かつしかエコライフプラザは、ごみの減量および環境保全を推進する取組を目的とした学習・実践・活動の場を提供する施設であり、常設の展示や、リユース家具・日用不用品の展示販売のほか、様々な催しで活用し、研修室の貸し出しも有料で行っています。

また、立石図書館との複合施設であるメリットをいかし、ごみの減量・3Rに関する情報を収集し提供します。

<団体登録数>

ごみの減量および環境の保全を目的とした学習、実践および活動を行う団体で、区長の登録を受けた団体の数

団体登録数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8	8	6	6

<展示・学習コーナー>

環境や3Rに関するパネルの展示、分別ゲームなどの体験型展示

利用者数（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,749	13,603	13,530	13,972

<環境・3R情報コーナー>

書籍やDVDの貸し出し（立石図書館の蔵書数）※令和6年度末時点

コーナー書籍数…2,037（2,124）冊、コーナー雑誌数…368（851）冊

コーナーDVD数…246（159）点

<リユース家具展示・販売コーナー>

粗大ごみとして出された家具の中からまだ使えるものの展示・販売（500円または1,000円）を行います。粗大ごみをリユース（再利用）することで、ごみの減量を推進します。

○リユース家具展示・販売コーナー利用実績

	利用者数（人）	引渡実績数（件）
令和4年度	12,217	7,657
令和5年度	11,834	7,919
令和6年度	11,310	8,179

<日用不用品販売コーナー「ゆず屋」>

区民から無償提供を受けた新品同様の日用品（衣類・食器類）の展示・販売を行います。また、葛飾区オリジナル古紙再生品のトイレトペーパー「かつしかりー（Ree）ちゃん」の販売も行います。

○日用不用品販売コーナー「ゆず屋」利用実績

	利用者数（人）	トイレトペーパー販売個数
令和4年度	67,517	527
令和5年度	67,528	502
令和6年度	72,017	377



- ◆かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会（リサイクル清掃課）（P16～18に掲載）
- ◆ごみ減量月間アンケート（リサイクル清掃課）（P16に掲載）
- ◆夏休みリサイクル教室（消費生活センター）（P29に掲載）

- ◆環境学習事業（リサイクル清掃課）（P29～30 に掲載）
- ◆清掃事業研修会の実施（清掃事務所）（P32 に掲載）
- ◆ごみ減量・清掃フェアかつしか（リサイクル清掃課）（P34 に掲載）
- ◆りー（Ree）ちゃんの活用（リサイクル清掃課）（P34～35 に掲載）

（２）事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

◆事業者に向けた情報提供の充実（清掃事務所）

平成 21 年から、区で収集する場合の事業系ごみの排出量の上限を 1 回の収集当たり 90ℓとしています。

区では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた事業者の自己処理責任（民間収集への転換）の趣旨を踏まえ、上限を超えて排出した事業所に対する指導のほか周知活動を行っています。

また、事業活動により生じる廃棄物の減量や再利用を促進するために事業用建築物への立入検査・指導を行っています。

- ・平成 26 年度：多量排出事業者への指導用パンフレット及びチラシの配布
- ・平成 29 年度：廃棄物処理手数料改定の周知
- ・平成 30 年度：民泊ごみ排出方法の相談時に、自己処理の原則を説明

○多量排出事業者指導件数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
業者委託指導件数	183	212	251	175	255

※ 多量に排出する事業者に対しチラシを配付し業収に移行するように指導

○区内事業者の業収利用数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
業収利用事業者数	3,128	3,073	3,004	3,010	2,994

※ 各年度の件数は 4 月 1 日時点の数

また、事業用大規模建築物を所有する者に対し再利用計画書の提出を求めるほか、立入検査、廃棄物管理責任者講習会を行い、指導をしています。

○大規模建築物立入検査実施件数

	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	訪問	電話				
床面積 10,000 平米以上	0	11	0	0	0	7
床面積 3,000 平米～10,000 平米	3	28	14	0	0	17
店舗面積 500 平米～3,000 平米	3	5	0	0	0	4

※ 立入検査実施時期は概ね3年に1回

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度のみ電話による調査を実施

※ 令和4年度からは、コロナ禍の状況を鑑み、必須案件のみの調査予定をしていたが、結果0件で、近隣5区との情報共有のみ実施

◆業種ごとのごみの特性に応じた助言・指導（清掃事務所）

医療関係機関から排出される医療廃棄物の処理責任は当該医療機関にあります。

医療廃棄物の処理方法を周知し、不適正な処分の防止と排出事業者責任の徹底を図ります。

区では、医療関係機関から排出される非感染性廃棄物を区の収集に出す場合、医療廃棄物処理申請書による清掃事務所への申請を求めています。承認期間は2年間としており、2年毎に葛飾区内の医療関係機関に医療廃棄物処理申請書とパンフレット「医療廃棄物を適正に処理するために」を配付しています。

なお、申請対象となるのは、非感染性廃棄物の排出量が1回の収集あたり90ℓ以下の医療関係機関とします。

※ ○医療廃棄物処理申請書受付件数（件数は各年度3月31日時点）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請書配付数	2	699	552
申請数	2	243	243
承認数	2	227	220
非承認数	0	0	0
非該当数	0	16	23

※ 非承認：非感染性廃棄物の排出量が1回の収集あたり90ℓを超過するなど、区では収集できない医療関係機関

非該当数：業者に委託するなど非感染性廃棄物の区収の利用がない医療関係機関

◆適正なごみ処理手数料の設定（廃棄物処理手数料）（清掃事務所）

事業者が排出する一般廃棄物を処理する際の手数料と、実際にかかっている費用との差をできるだけ解消し、受益者負担の適正化を図るため、23区が統一して定期的に手数料の見直し・改定を行っています。

見直しのペースは、23区で定めた「手数料改定ルール」に基づき、概ね4年に1回としています。

なお、品目ごとに定める粗大ごみ処理手数料額の見直しについては、各区が個別に行うこととしています。

「手数料改定ルール」に基づき、23区が統一して見直しを行い、令和5年10月1日に廃棄物処理手数料を改定しました。平成29年の4年後の令和3年度に料金改定予定でしたが、新型コロナウイルス拡大に伴い2年延期となっていました。

【令和5年度改定額】 1kgにつき40円→1kgにつき46円に改定

品目ごとに定める粗大ごみ処理手数料額について、区においては下限額300円は据え置きに、上限額2,800円の品目を3,200円に改定しました。なお、粗大ごみ持込ステーションへ直接持ち込む際の手数料については、300円品目は無料とし、これを超える品目については、区が収集する場合のおおむね半額としました。

◆再利用計画書・廃棄物管理責任者講習会（清掃事務所）

事業活動により生じる廃棄物の減量や再利用を推進するため、事業用途に供する床面積が3,000㎡以上の建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）及び店舗面積が500㎡以上3,000㎡未満の店舗の所有者の方には、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例などにより、廃棄物管理責任者を選任し、その建築物から発生する廃棄物の処理状況などを把握して、廃棄物の適正処理・減量を推進する義務があります。

また、資源のリサイクルを促進して廃棄物の減量を推進するため、再利用計画書を作成し、区に提出する義務があります。

区は、提出された再利用計画書により、事業用大規模建築物における廃棄物の減量の取組を把握し、必要に応じて改善を勧告することで、廃棄物の減量を推進しています。また、廃棄物管理責任者が必要な知識を習得できるよう、講習会を開催しています。

● 再利用計画書提出件数（令和6年度）

対象となる事業用建築物 254 件（大規模 225 件・店舗 29 件）

提出があった事業用建築物 208 件（大規模 183 件・店舗 25 件）

○廃棄物管理責任者講習会受講者数（令和元年度）

開催月	受講者数
9月（第一回）	43人
2月（第二回）	20人
合計	63人

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、廃棄物管理者講習会の対面での開催を中止した。

廃棄物管理責任者講習会の開催に代えて、事業系ごみの減量の推進及び適正処理に関する「廃棄物管理責任者講習受講認定問題」に解答してもらい、解答を提出した廃棄物管理責任者には、廃棄物管理責任者講習会を受講したものとみなし、「受講修了証」を交付している。

※令和5年度は実施なし

○廃棄物管理責任者講習受講対象者・回答者

	対象者	回答者
令和4年度	99名	59名
令和5年度	0名	0名
令和6年度	97名	72名

◆「かつしかルール」の推進（リサイクル清掃課）（P60に掲載）

◆生ごみの減量（保育課・リサイクル清掃課・学務課）（P61～62に掲載）

◆かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会（P16～18に掲載）

基本施策8 多様な資源循環の推進

(1) 家庭から出る資源の循環

◆雑紙*（ざつがみ）の分別徹底（リサイクル清掃課）

燃やすごみに含まれるリサイクル可能な紙類の回収を促進するため、「雑紙（ざつがみ）の分別徹底」について呼びかけを行っています。

町会掲示板や事業者へのチラシ、広報紙、区ホームページ、かつしかFMなど、様々なメディアを通じ、リサイクル可能な紙類を広くPRするとともに、イベントでの雑紙回収袋の配布等を通じ、正しい分別への協力についての呼びかけを行っています。



雑紙回収袋

◆分別排出の徹底など各種普及啓発事業（リサイクル清掃課）

《ごみ減量・清掃フェアかつしかなどイベントでの啓発》

葛飾清掃工場を会場に、ごみの減量や清掃の仕事に関する紹介、フリーマーケットを実施しています。

その他、かつしか環境・緑化フェア、消費生活展などで、クイズやDVD上映、パネル展示などを実施しています。

《ごみ減量関連ポスター展などによる啓発》

環境ポスターコンクールで募集した作品のうち、ごみ減量に関連するポスターをかつしかエコライフプラザに掲出し、来場した区民の意識啓発を行います。

《かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会》（P16～18に掲載）

◆集団回収事業（清掃事務所）

自治町会や子ども会など、区民団体が自主的に資源を回収する集団回収では、良質な資源が集まり、リサイクルの意識が高まります。また、地域のコミュニケーションが活発になり、資源の持ち去り対策としても効果的です。

集団回収活動を支援するため、区は、資源の回収量1kg当たり7円の報奨金を集団回収実践団体に支給しています。

また、活動が活発な団体へ手厚く支援することで団体の意欲を高め、更なる集団回収の拡充を図るため、平成24年7月1日より、回収量増加率などの一定の条件を満たし

た団体には、報奨金に加えて5,000円～15,000円の加算金を支給しています。

令和3年7月実施分から加算金額が6,000円～26,000円になりました。

○報奨金支給実績

期 間		資源回収量 (kg)	実施団体数	報奨金・加算金金額 (円)
令和3年	1月～6月	2,605,546	572	19,703,822
	7月～12月	2,603,932	566	20,250,524
令和4年	1月～6月	2,571,160	562	20,063,120
	7月～12月	2,485,130	561	19,174,910
令和5年	1月～6月	2,430,244	562	18,678,708
	7月～12月	2,308,610	567	17,412,270
令和6年	1月～6月	2,242,657	564	15,698,599
	7月～12月	2,185,632	558	15,299,424

(2) 事業所から出る資源の循環

◆エコチャレンジ・エコマスター認定制度（環境課）（P43に掲載）

自主的な資源回収などの環境に配慮した取組を行っている事業所を「エコチャレンジ・エコマスター認定制度」によって認定し、事業者が取り組みやすい環境を整える制度です。

※本事業は令和5年度で終了しました。

基本施策9 適正なごみ処理の推進

(1) 効率的・効果的な清掃事業の推進

◆高齢者等訪問収集（清掃事務所）

自らごみを集積所へ出すことが困難で、一定の要件に当てはまる世帯を対象に、職員が自宅の玄関先まで訪問し、ごみを収集しています。

〈対象世帯〉

- ① 要介護2以上の方のみの世帯
- ② 身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯
- ③ ①又は②に準ずる世帯

○高齢者等訪問収集件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者等訪問収集	509	542	550	579	634

◆粗大ごみの収集（清掃事務所）

家庭から出る一辺の長さが30cmを超える大型のごみについて、事前に電話・インターネットで受付を行い、玄関先などの指定の場所に収集に行きます。

平成17年4月から日曜日の収集を開始し、平成24年4月から区内2箇所の持込ステーションへの持込みの受入れを開始しました。（年末年始を除く毎日実施）

○粗大ごみ受付件数

	持込	収集	合計	処理重量
令和2年度	46,528	109,787	156,315	3,468 t
令和3年度	45,712	114,404	160,116	3,440 t
令和4年度	44,797	111,746	156,543	3,521 t
令和5年度	42,138	103,187	145,325	3,209 t
令和6年度	43,625	97,116	140,741	3,144 t

(2) ごみの適正排出に向けた取組

◆「資源とごみの収集カレンダー」の作成（リサイクル清掃課）

ごみや資源の適正排出を促進し、ごみ減量やリサイクルを推進するために、地区別の収集カレンダーを作成、全世帯へ配布し情報提供を行っています。また英語や中国語、韓国語に翻訳したページを設けることで、外国人の方にも情報提供を行っています。

区民が日頃からごみの減量や資源の有効活用について理解を持ち、かつ生活の中で取り組めるよう、情報提供による意識啓発を図ります。

◆「資源とごみの正しい分け方、出し方」の作成（清掃事務所）

集積所の正しい利用やごみの発生抑制に向けて区民の意識啓発を行うことにより、環境にやさしい資源循環型社会を目指していきます。

作成した冊子は転入者や希望者に配布するとともに、区のホームページにも掲載し、普及啓発を図っています。

◆優良ごみ集積所表彰の実施（清掃事務所）

他の模範となるようなごみの適正排出がなされている優良ごみ集積所を表彰することにより、正しいごみの分け方・出し方の徹底および地域環境の美化を推進することを目的とします。

地域住民の努力により、ごみ容器などを使用し、正しいごみの排出がされている所やごみを正しく分別されている所、収集後速やかに容器の引取りをしている所、清潔感を保持している所などを表彰しています。

表彰は、葛飾清掃協力会より優良ごみ集積所を管理している住民に記念品を贈る形で実施しています。

○過去の表彰実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7団体 216 世帯	7団体 138 世帯	5団体 76 世帯	6団体 167 世帯	4団体 69 世帯

◆資源持ち去り防止対策の実施（清掃事務所）

集積所へ排出された資源の持ち去りを防止し、区が回収することで適正なりサイクルを図るため、持ち去り発見情報の多い地域を中心に資源持ち去り防止対策回収と巡回パトロールを実施しています。

① 資源持ち去り防止対策回収（時間前回収）

資源を持ち去られる前に確実に回収することで、持ち去り行為を防止するため、通常の回収とは別に、古紙及び缶を朝8時より前に回収しています。また、区民から持ち去り行為の発見情報が寄せられた地域や時間帯に重点的に回収するよう随時ルート工夫するなどの対応を行っています。

② 区職員によるパトロール

持ち去り行為の発見情報が多い地域を対象に、一定の期間を定めて区職員が集積所を巡回し、持ち去り行為を発見した場合は条例に基づき指導・処分を行っています。

行政指導・処分	件数
警告書	54
禁止命令書	18

※ 条例に基づく持ち去り禁止施行後の延べ件数（平成21年2月以降）

◆一般廃棄物処理業者の指導（清掃事務所）

区が許可する一般廃棄物処理許可業者が関係法令を遵守し、適正に廃棄物を処理するよう、新規・更新許可申請、変更承認申請、変更届などの受付及び審査・承認事務を的確に行います。また、職員が一般廃棄物処理業者に対し立入検査を行い、指導・監督をします。

なお、平成25年度からは一般廃棄物処理業の許可に関する事務は東京二十三区清掃協議会に移管しました。区は許可の更新に伴う立入検査、行政指導・行政処分を行います。

※ ○一般廃棄物処理業の許可申請事務

（各年度3月末現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規許可	0	1	1	2
更新許可	155	106	154	104
変更許可	4	2	2	2
変更承認	100	79	100	103
変更届	455	437	467	457
廃止届	0	0	1	0
再交付申請	0	0	0	0

※ 新規許可：新たに処理業を行おうとする場合

更新許可：2年ごとの処理業の更新を行う場合

変更許可：許可を受けた事業の範囲など変更する場合

変更承認：運搬車などの増加又は減少などを行う場合

変更届：会社名称、所在地、役員などの変更を行う場合

廃止届：業を廃止する場合

再交付申請：許可申請の紛失、毀損により再交付を受ける場合

○立入検査実施件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入件数	6	6	6	6	15

※ 立入検査の実施時期は更新日の2か月前とする

◆放置自転車リサイクル（交通政策課）

自転車は便利で、健康的で、排気ガスを出さないクリーンな乗り物です。環境にやさしい自転車ですが、歩道や道路に放置されると通行の妨げになり、古くなった自転車が不法に廃棄されるなど大切に扱われていないようです。

駅周辺に放置された自転車は、区の条例に基づき、撤去保管をしていますが、期限を迎えても所有者に引き取られない自転車があります。そのため、区では、引き取りのない放置自転車を資源として有効活用を図ることにしています。

引き取りのない自転車の中から、再利用可能な自転車の選定を東京都自転車商協同組合（本田支部・亀有支部）に依頼し、福祉施設での清掃作業及び東京都自転車商協同組合（本田支部・亀有支部）での安全点検や整備を経て、各組合員の自転車販売店でリサイクル自転車として販売しています。

放置された自転車は、再利用による資源の有効活用と障害者の職の確保に役立てられています。

しかし、リサイクルできる自転車は限られており、引き取りのない多くの自転車は処分されているのが実状です。

放置自転車をリサイクルするのも大切なことですが、何よりも放置自転車を減らし、自転車を正しく大切に利用するという意識と環境づくりが重要です。

○これまでの実績

平成24年度	自転車商組合への無償譲渡 月60台	721台
	区機関（区立小・中学校）	8台

平成 25 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 60 台	707 台
	区機関（区立小・中学校）	26 台
平成 26 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台 （H26.9 より再開）	227 台
	区機関（区立小・中学校）	17 台
	区機関（区立小・中学校以外）	5 台
平成 27 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台	462 台
	区機関（区立小・中学校）	7 台
平成 28 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台程度	451 台
	区機関（区立小・中学校）	20 台
平成 29 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 50 台程度	511 台
	区機関（区立小・中学校）	11 台
平成 30 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 50 台程度	629 台
	区機関（区立小・中学校）	36 台
令和元年度	自転車商組合への無償譲渡 月 50 台程度	626 台
	区機関（区立小・中学校）	5 台
令和 2 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台程度	468 台
令和 3 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台程度	459 台
令和 4 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台程度	447 台
令和 5 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 40 台程度	420 台
令和 6 年度	自転車商組合への無償譲渡 月 30 台程度	335 台

（3）中間処理（リサイクル清掃課）

◆不適正搬入の対策（リサイクル清掃課）

特別区から排出されるごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理しています。不適正搬入の防止対策として、23 区と連携して行う一斉搬入物検査や常時搬入物検査等を実施しています。

◆ごみ処理技術（リサイクル清掃課）

ごみ処理技術等について、施設調査や民間事業者・シンポジウム等による情報収集に努めています。

(4) 最終処理（リサイクル清掃課）

◆区民・事業者・区の協働による一層のごみ減量・3Rの推進（リサイクル清掃課）

〈かつしかルールの推進〉（P60に掲載）

〈ごみ減量月間の取組〉（P16に掲載）

〈ごみ減量の日取組〉（P16～17に掲載）

〈三者が連携したごみ減量の呼びかけ〉（P17に掲載）

〈区民、事業者の自主的活動によるごみ減量の取組〉（P17～18に掲載）